

## フランス商法典L.651-2条 （積極財産不足責任）に対する批判

フランソワ＝ザヴィエ・ルカス 著  
張 子 弦 訳

### 訳者はしがき

フランス商法典には、会社が倒産したときに経営者の責任が追及される場面として、フランス民法典1382条所定の不法行為責任、およびフランス商法典L.223-22条、L.225-251条、L.227-8条に定めている取締役責任のほか、商法典第6巻第5編には経営者の積極財産不足責任（L.651-2条）もある。倒産手続開始後に、倒産手続の機関が特別な「倒産責任」を経営者に対して追及した場合、個別債権者が民法・会社法に基づき経営者の責任を追及することはできるか、また倒産手続の機関が普通法（民法・会社法）上の責任訴権を行使できるか等の問題について、フランスではどのように考えられているのか。

これらの問題について、2017年10月5日刊行のRecueil Dalloz n°33に掲載されている2016-2017年度倒産法概観において、フランソワ＝ザヴィエ・ルカス教授は、現行フランス商法典L.651-2条を適用する際に生じている様々な不合理性を批判し、近時の裁判例等を踏まえて独特な見解を示している。その見解は、日本法における①会社法429条1項の廃止論、②倒産手続内で破産管財人による行使の可能性に関する議論（倒産場面における役員責任査定のための責任と会社法429条1項とは別個の責任であると認めている下級審裁判例がある〔東京地判平21・3・27金判1322-61〕）、および③倒産手続における憲法的保障（倒産百選6版2事件）等と共通の

問題意識を持っている。日仏の倒産手続の位置づけおよび倒産法と民法・会社法との関係は異なるが、倒産責任をめぐる問題解決のための検討に大きな違いがあるとは思われない。

訳者は前述した問題のより詳細な立法背景と見解を伺う目的で、2019年5月パリ第一大学でフランソワ＝ザヴィエ・ルカス教授へのインタビューを行い、日本法の問題意識を共有した。本稿は、インタビューにおける議論を基に同教授が執筆したフランス語原稿の翻訳である。フランソワ＝ザヴィエ・ルカス教授の鋭い検討には、日本の倒産法だけでなく、会社法・民法の今後の改正にとっても参考に値するものがあると思う。

※フランソワ＝ザヴィエ・ルカス教授は、2004年にパリ第一大学教授に就任された。長年、会社法と困窮企業法（倒産法）の授業を担当されており、現在は、パリ第一大学の司法教育研究所（IEJ：Institut d'études judiciaires de la Sorbonne）の所長を兼任されている。

## 1. フランス商法典L.651-2条の合憲性

フランス商法典第6章において、最もよく参照されている条文は、商法典L.651-2条（経営者の積極財産不足責任訴権（*action en responsabilité pour insuffisance d'actif*）、以下、「積極財産不足責任訴権」という）である<sup>1</sup>。この規定により、裁判所は、「法人の裁判上の清算手続において、債務者の積極財産の不足が明らかにされたとき、法人の一人または数人の経営者に一定の賠償責任を認める」ことができ、この責任を負わせられる経

---

1 同条に定められている経営者責任は、2005年7月26日の法律2005-845号（Loi n° 2005-845 du 26 juillet 2005 de sauvegarde des entreprises）により、フランス商法典に編入される前に「填補責任」と称されていた。

営者は、フォートにより経営破綻に寄与した（contribué）者である。フランス商法典において、このような、商業主体の経営活動を監督する目的で、フォートを犯した者を制裁する訴権は、損害賠償責任訴権として位置づけられる。積極財産不足責任訴権の制度趣旨は、積極財産の不足によって生じた債権者の損害を填補することであり、これは経営上のフォートが会社の積極財産の不足に寄与した経営者による賠償により実現される。その意味で、積極財産不足責任訴権は民事責任訴権でもある。これに加えて、破毀院1995年2月28日判決（以下、「1995年判決」という）<sup>2</sup>において、フランス商法典L.651-2条（以下、「商法典L.651-2条」という）の「積極財産不足責任」は、普通法上の責任たる、不法行為責任（フランス民法典1240条 [旧1382条]）および会社法に定める責任と競合しないと判示されている。

このような法的性質決定（qualification）により、（経営者の普通法上の責任を追及しようとする債権者である）当事者<sup>3</sup>は、商法典L.651-2条の1項が違憲であるとして憲法裁判所に申立てを提起するに至った。その理由は、商法典L.651-2条が民法上の訴権の行使を妨げていること、そして基本的人権と自由を尊重する憲法の趣旨に違反していることとされている。この申立てにおいて、債権者（違憲審査の提訴者）は、積極財産不足に寄与したフォートを評価する権限が専ら裁判官に付与されているため、商法典L.651-2条は「（有限）責任原則（principe de responsabilité）」、および「法律の前の平等の原則（principe d'égalité devant la loi）」に違反すると争っている。商法典L.651-2条の合憲性の問題については憲法院において

---

2 Cass. Com., 28 février. 1995; Bull. Civ. IV, n° 60; Cass. Com., 20 juin 1995; Bull. Civ. IV, n° 187.

3 Décision n° 2014-415 Qpc du 26 septembre 2014. 訳者注:ここでいう「当事者」とは、経営者を被告として民法上の不法行為に基づいて損害賠償請求を提起し、訴えが却下された当事者（債権者）であり、違憲審査の申立てを提起した提訴権者でもある。

も十分に検討がなされて、当該条文の合憲性を裏づけるために、職権による不受理の理由まで提示した。すなわち、企業の積極財産不足の全部または一部に寄与した経営者に責任を負わせること、逆に経営者の責任を免除すること、のいずれにしても、①財産権侵害、および②企業活動の自由と有限責任原則違反の問題において、立法者は、その責任を怠っていると思われる。

憲法院は、この事後的違憲審査（QPC：questions Prioritaires de Constitutionnalité）の申立てを受理せず、商法典L.651-2条の1項の規定は「憲法の趣旨と合致している」と判断した。憲法院は、従来の判例法理を用いてその合憲性を解釈している。つまり、立法者は一般利益（intérêt général）に基づいて同条に規定されている責任の発生要件を調整することにより、有限責任原則の遵守、経営者責任に対する制限や免除を図ることができる。訴訟の係属自体が裁判所に積極財産不足責任訴権についての裁量権を付与するものではない以上、不法行為の被害者権利および司法救済を受ける権利を侵害する不均衡の結果をもたらすことはない。同様に、たとえ経営者の積極財産不足責任という制度自体に経営者が負担すべき責任に差異があったとしても、「これらの差異は法の目的と一致している」と憲法院は判断した。なぜなら、そもそもフランス商法典の制度趣旨が「企業の創立とさらなる発展を支えるという一般利益」と合致するからである。

法律の前の平等の原則に違反するか否かに関しては、憲法院のQPCに対する回答には説得力のある理由が書かれており、違憲審査を行う際に重要なポイントも示されている。QPCは確かに法律の前の平等の原則を提唱しているが、比較される2つの状況が、異なる扱いを正当化するのに十分な差異を有する場合、平等原則が常に適用できるとは限らない。

ここで実際に問題となったのは、商法典L.651-2条の合憲性ではなく、同条の正当性を倒産手続の機関に専属する特別訴権として位置付けた憲法院の回答の曖昧さにある。これは本稿においても賛同できない点でもあ

る。憲法院の回答では、商法典L.651-2条の特殊性（特別法としての位置づけ）を認める一方で、積極財産不足責任は「企業の創立とさらなる発展を支えるという一般利益」に服するものであると認定している。このような解釈は不必要に思われる。法定責任の一般ルールにより忠実に考えると、経営管理のフォートが企業破産に寄与した場合、裁判官が経営者に負わせる責任を調整できるのは、経営失敗の原因が複雑で多岐にわたっているからである。経営破綻の責任を経営者のみに負わせることができる場面はほとんどない。会社の経営はもともと困難を極め、失敗の原因は多様であり一義的に決められるものではない。幸いなことに、裁判官は、債権者が被った損害への賠償を決める際に一定の裁量権を持っており、フォートのある経営者にのみ責任を負わせることが可能である。それに鑑みると、本稿では、商法典L.651-2条で複雑な文言を使うよりは、むしろ、同条の廃止が問題解決につながるのではないかと考える。なぜなら、経営者が如何なる範囲において責任を負うべきかを決めるためには、（民事責任の最も成熟した原理原則である）相当因果関係論（la causalité adéquate）のみに基づいて経営破綻の要因を測ることで十分であるためである。

憲法の理念に照らせば、商法典L.651-2条は極めて不合理であり、法典において無用な条文であるともいえよう。1985年1月25日法<sup>4</sup>により、填補責任訴権（現行法における積極財産不足責任訴権の前身）におけるフォートと因果関係の二重推定の構造が廃止された。これは、法人の倒産手続において、経営者に責任を負わせる訴訟に十分な正当性を与えている。しかし、そうすると、同条の特別訴権としての位置づけはもはや合理的ではなくなるため、商法典L.651-2条の廃止は上記の二重推定構図の廃止と一貫性する。また、裁判上の受任者（MJ : Mandataire Judiciaire）か

---

4 企業の裁判上の更生と清算に関する1985年1月25日の法律85-98号（Loi n° 85-98 du 25 janvier 1985 relative au redressement et à la liquidation judiciaire des entreprises）。

ら行使権限を開放することにより、普通法の下に積極財産不足責任訴訟を通じて経営者を訴えることも可能になる。

## 2. 積極財産不足責任訴権の位置づけ

現行法の下では、特別訴権としての位置づけにより、商法典L.651-2条の本来の正当性を証明することは困難である。これが、この条文の不確実性がそのメリットを上回っている原因でもある。この点に関しては、最近の2つの判例によって明らかに示されている。1つは、経営者の辞任に関するもので、もう1つは訴権の消滅時効に関するものである。

前者については、経営者の辞任がその責任に如何なる影響を与えるかに関する【1】破毀院2015年1月27日判決（以下、「【1】判決」という）<sup>5</sup>がある。この【1】判決は、官報未掲載ではあるが、その不合理性を批判するためにも本稿で言及する価値があると考えている。その理由は、【1】判決の判旨で示されているように、それほど多くの利益を得るべきではない経営者が受益したからである。

裁判上の清算手続において、積極財産不足によって生じた（債権者の）損害の一部を事実上の業務執行者に負担させることについて、高等裁判所は、事実上の管理行為が行われている間に会社の経営悪化は予見できることを理由に、認容判決を下した。しかし、破毀院は、商法典L.651-2条に基づき、高等裁判所の判決には法的根拠が欠けているという理由で、原判決を破毀し、事件を下級審裁判所に移送した。その破毀院判決では、「積極財産不足が、経営責任者の職務停止期間においてなお顕在化していたかどうかを特定せずに、高等裁判所で決定がなされたこと」が指摘されている。このような判決を正当化することは困難であるが、破毀院判決に示さ

---

5 Cass. com., 27 janvier 2015 : n° 13-12430, NP.

れているものとは反対に、本稿では、責任の有無は、経営責任者の職務停止日に積極財産不足が現存するか否かとは無関係であると考え。それは、「財産不足」とは裁判上の清算手続における固有の概念であり、倒産手続以外では容易に認定されるものではないためである。これは破産者の財産換価によって得た金銭が総債権者への弁済に不十分である場合に認定される。債務者が自身の財産に対する管理処分権を有する（in bonis）場合、財産不足の状態に陥ったと疑われる余地はないが、厳密に言えば、この状態は支払不能（insolvabilité）と称される。支払不能は、同様に債務弁済のための資産が不足していることを意味しているため、積極財産不足に近い概念である。積極財産の不足は、場合によっては倒産手続の開始によって引き起こされることもあり得る。このことから、積極財産不足という概念の独自性がみられる。それにもかかわらず、「支払不能」の状態までにはなっていないが支払いを停止している債務者が積極財産不足と認定された場合、その裁判上の清算手続が終結される可能性がある。これは、突然開始された倒産手続自体が債務者の財産を減らし、負債を増やすおそれがあるためである。一方で、財産換価の客観条件を考慮すると、債務者の財産の価値が大幅に割り引かれる可能性があり、売却価格はほとんどの場合、債務者財産の帳面価格とは無関係となる。他方では、債務不履行となった債務者に課される様々なペナルティや違約罰条項（clauses pénales）、およびその他の債務者の権利喪失に伴う効果<sup>6</sup>があるため、債務者の負債は倒産手続の開始により事実上増えていく。したがって、倒産法の枠内において、会社が自らの財産に対する管理処分権を有する（会社が黒字状態にある）限り、経営者の職務が終了した日に、財産が不足しているかどうかを考えても無意味である。

---

6 訳者注：フランソワ＝ザヴィエ・ルカス教授は「侮辱・苦行（mortification）」という言葉を使って表現している。ここでは、破産とともに生じた破産者の権利喪失を意味しているため、本文では「権利喪失」と訳す。

この判決は民事責任の法理によって正当化することが難しい。経営者の経営管理の職務執行が停止されたという事実のみでは、フォートを犯した経営者の責任を免除する理由とはならない。ここで問題となるのは、経営者のフォートと、その後に確認された財産不足の結果との間に因果関係があるか否かという点である。そのため、ここで証明しなければならないのは、会社の裁判上の清算手続が開始され、財産不足により手続が同時に廃止された原因が元経営者の不当経営にあるという点である。もちろん様々な原因が考えられるが、第1の原因が経営者に起因するものであれば十分である。経営者が不当な経営を行ったため会社の経営状況が悪化し、さらには会社の裁判上の清算手続が開始されたのであれば、経営者は財産不足の結果に対して責任を負わなければならない。したがって、経営者の不当経営が会社法人の消滅を引き起こした時点（同時に債務者たる会社も破綻する場合）と、会社法人が（積極財産不足で手続が廃止された場合を含む）手続の終結により消滅した時点において、経営者の職務が停止しているか否かはさほど重要ではない。

より特異に思われるもう1つの判決として、（積極財産不足責任訴権の消滅時効に関する【2】破毀院2015年4月8日判決13-28512号<sup>7</sup>（以下、「【2】判決」という）がある。商法典L.651-2条の4項<sup>8</sup>では、積極財産不足訴権は、裁判上の清算手続の開始決定が下された日から3年後に消滅すると定めている。破毀院は、同条の規定により、積極財産不足責任の訴えの消滅時効は、「訴えられた経営者が実際に不当経営を行った日ではなく」、裁判上の清算手続の開始日から起算されると判示した。裁判上の清算手続の開始決定から3年以内に、召喚状（assignment）が経営者に送達されれば、

---

7 Cass. com., 8 avril 2015 ; n° 13-28512.

8 訳者注：独立自営業者を支援する2022年2月14日の法律2022-172号（LOI n° 2022-172 du 14 février 2022 en faveur de l'activité professionnelle indépendante (1)）により、商法典L.651-2条に新たな第3項が挿入され、本文でいう商法典L.651-2条の4項は改正前の同法典L.651-2条の3項であった。



訴えが受理される。経営者の不当経営行為が（填補責任に関する）召喚状が送達された日より13年前に行われたという事実はさほど重要ではない。

そこで、破産院判決では、倒産手続における積極財産不足責任に関する訴えは、商法典L.225-254条に規定している有限責任会社の経営者に対する責任追及訴訟（特別訴訟）および不法行為責任訴訟から独立するものである、と判示した。そのため、積極財産不足責任訴訟においては、後者（会社法上の責任追及訴訟と民法上の不法行為責任訴訟）の特殊時効は適用されない（不法行為責任訴権の時効は10年〔フランス民法典L.2270-1条〕、会社法上の責任追及訴訟は3年〔フランス商法典L.225-254条〕の一般時効を適用する）。これにより、次の結論を導き出すことができる。すなわち、フォートに基づいて積極財産不足責任を追及する際、経営上のフォート自体は時効によって制限されることはあり得ない。裁判上の清算手続において、経営者を保護するために唯一考えられるのは、上述した裁判上の清算手続開始後の3年間の消滅時効のみである。このような扱いは不適切で、結局、経営者の不当経営を「赦されない罪（péchés irrémissibles）」と同視するようにみられる。ある行為は赦されない不正行為であれば、一定の時間を経過しても行為者にその責任を追及すべきであり、消滅時効を設けることによって責任追及を妨げる必要はない。経営者の一時的な経営判断をこのように取り扱う制度設計には疑問がある。それは、積極財産不足責任の訴えは、倒産手続の枠内で行使されているか否かによって、経営者が行った1つの経営管理行為が時効によって消滅する場合もあれば、そうでない場合もあるためである。

会社の経営者に対する民事責任訴権の時効の差異は、下記を通して説明できる。時効に関する会社法の条文では、「賠償可能な損害」の時効＝フォートの時効と規定している。これに対して、商法典L.651-2条は訴権の時効のみを定めているため、裁判上の清算手続の開始日から起算されることとなっている。経営者の責任追及訴訟の基礎となる実体法上の権利自体が定められていない場合を除き、この区別の範囲を拡張して解釈を行う

べきではない。ところが、フォート行為が行われた時から3年を経過した場合、裁判上の清算手続が開始されるか否かを問わず、経営者に対する責任追及訴訟の時効は成立することとなる。

前述した【2】判決があったにもかかわらず、破毀院は、すべての結果は、旧填補責任訴権の損害賠償の性質に起因すると判示していない。ところが、「填補責任訴権」自体が廃止されてからの20年間、積極財産不足責任訴権と経営者を対象とする他の民事責任訴権の不競合原則（non-cumul）が適用されている（納税義務訴訟を除く）。積極財産不足責任訴権は民事責任訴権の性質を有することから、前述した判決と異なる結論に至る可能性がある。ここで、まず明らかにする必要があるのは次の点である。すなわち、たとえ填補責任の構成が債権者の集団的利益（*intérêt collectif des créanciers*）<sup>9</sup>のために調整され、倒産手続における行使を考慮に入れているとしても、フォートを犯した経営者を対象として積極財産の不足を填補する機能からみて、填補責任訴権は、普通法に規定される株主、会社、第三者の責任と同様である。さらに、倒産手続における特別訴権と普通法上の訴権との間の本質的な同一性は、裁判上の清算手続開始後、後者の行使ができなくなることを正当化するために、よく用いられている。監督委員が選任される手続においても同様である。

前述した【2】判決に示されている様々な不合理性は、経営者のフォートを財産不足責任訴権の根拠とすることに疑問を投げかけ、また積極財産不足責任訴権と普通法における個別訴権との関係を再考する必要性を示唆している。両者の関係は、不確実な分析の過誤に基づいている可能性がある。すなわち、破毀院が填補責任と普通法における民事責任とが不競合原則を支持するために下した判決である。

---

9 訳者注：フランス倒産法におけるいわゆる債権者の「集団的利益（*intérêt collectif*）」の概念について、拙作「フランス法における詐害行為取消権の行使と倒産手続（2・完）」北大法学論集71巻3号（2020年）110頁以下を参照。

積極財産不足責任訴訟は、フォートを犯した経営者を被告とする責任追及訴訟であり、裁判上の清算手続において債権を回収できない債権者の集団的損害を填補することを目的としている。したがって、この訴訟は、債務者企業が破産に至らない場合の、経営者を対象とするあらゆる責任追及訴訟と目的を共有している。しかし、一般の責任追及訴訟と比べ、積極財産不足責任訴訟の裁判上の清算手続の固有訴権としての特徴は、個別債権者が、自己の債権回収のため自らの名義により積極財産不足責任訴訟権を行使することができない点である。この訴権は債権者の集団利益を代表する主体、すなわち、清算人、検察官、（裁判上の清算人の任務懈怠があった場合）監督委員（過半数の破産債権者によって選任された代表者）によって行使される（商法典L.651-3条）。債務者の積極財産不足が債権者に集団的損害を与えたことにより、清算人のみが集団的損害の賠償を求める権限を有する。また清算人は自ら代表する総債権者の間で賠償金を配分する責務を有する。

### 3. 私見

積極財産不足責任訴訟権と普通法における訴権とが競合しないと判示した1995年判決以降、判例法理の立場は、積極財産不足責任訴訟権が特別法上の訴権として位置づけられている以上、清算人がその職務を怠ったとしても経営者を対象とする責任訴訟権（納税義務に関するものを除く）の行使を排除できる、ということにある。この判例の立場は矛盾しており、メリットよりもデメリットが多い。ここで、明白なのは、債権者の経営者に対する責任追及権が剥奪されたため、このような扱い（不競合の原則）が法律違反につながる、ということであろう。それにもかかわらず、清算人が集団的訴権を行使しない場合（例えば、債務者の財産が訴訟費用を支弁するのに不足すると認める場合、清算人が積極財産不足責任訴訟権を行使しない

とする可能性がある)、本来責任が免除されるべきでない経営者に免責を与えることとなる。そこで、本稿では、従来の判例の立場（不競合原則）を変更し、経営者責任を追及する権利を債権者に復帰（還元）すべきであるとする。本来の制度趣旨に沿って考えると、積極財産不足責任訴権の機能は、倒産手続において一定の利便性を提供することにすぎない。この特別法上の訴権は、債権者のために集団的代表者を提供しているが、債権者による個別的権利行使の余地を否定するものではない。

倒産手続の下で、両立する可能性があるのは、次の2つの責任訴権である。1つは、積極財産不足の全部または一部の責任を経営者に負わせるために、清算人によって行使される積極財産不足責任訴権である。もう1つは、経営者のフォートにより図らずも損害を被った債権者または株主が行使できる民事責任訴権である。後者の場合、個別債権者と株主は、自ら被った損害は総債権者の集団的損害から独立し固有の損害であることを証明せずとも、経営者に対して責任追及訴訟を提起することができる。これは、経営者の経営上のフォートが破産を招いた場合、間接的に会社の債権者または株主にも損害を与えているためである。これに対して、清算人に専属する積極財産不足責任訴権は、一般債権者の利益のために設けられたものである。破産債権者のほとんどは、勝訴結果が不確実で費用のかかる訴訟に参加する願望も理由も持たない。しかし、勝訴すれば、債権者は間違いなく一定の利益を得ることができる。清算人の職務は、これらの債権者の名義で債権者に代わって訴えを提起し、フォートのある経営者から賠償金を得ることによって債権者の共同担保<sup>10</sup>を再構成することである。

このように、清算人と債権者（または株主）に権利行使の資格が付与さ

---

10 訳者注：フランスの「共同担保（gage commun）」という概念に関する近時の研究については、瀬戸口祐基「共同担保概念の民法上の意義：フランスにおける資産（patrimoine）概念をめぐる議論を通じた考察（1～6完）」法学協会雑誌135巻1号1-72頁、3号403-478頁、5号1030-1106頁、7号1599-1684頁、9号2097-2165頁、11号2551-2615頁（2018）を参照。

れているか否かに応じて、前述した2つの責任訴権を区別するための基準として「共同担保」の概念を再構成する見解は示唆的である。本稿では、破毀院の2015年6月2日判決<sup>11</sup>における第三者に対する責任追及訴訟に関する検討を、積極財産不足責任訴訟に置き換えることを提案する。倒産手続においては、賠償責任の全部または一部を経営者または第三者に負わせるすべての責任訴訟について、清算人に独占訴権を付与しなければならない。積極財産の不足は集团的損害であり、それに関する訴訟はすべての債権者に共通する損失を補うことである。このように、清算人による集团的訴権の行使は、支払能力のある第三者に（賠償）責任を負担させることを通して、債権者の共同担保を再構成することにほかならない。このため、清算人の当事者適格が確立され、債権者による個別的権利行使が否定されることとなっている。この訴権は、債務者の積極財産が不足していることを理由に、損害を填補するために経営者または第三者に責任を負わせるものである。このような特別訴権は、集団利益の保護を職務とする倒産手続の機関にのみ付与することができる。なぜなら、債権者または株主は、倒産手続の機関と同様な職務を有しないためである。反対に、積極財産の不足（共同担保の再構築）ではなく、債権者または株主が被った個別損害のみが問題となった場合、この損害がほかの債権者または株主が同等の条件で被った損害であるか否かはもはや重要ではない。その場合、責任訴権は個別的に行使されうる。この解釈は、すでに破毀院によって認容されている。例えば、株式の下落を理由に、株主の責任を追及する清算人の権限を認めた破毀院2011年9月20日判決がある<sup>12</sup>。この判決において認容されたのは、共同担保の再構築のための訴訟であり、集团的な特徴を有する。これに対して、法人の債権者は、会社法人の負債につき株主に対して個別的

---

11 Cass. com., 2 juin 2015, n° 13-24714. D. 2015. 1205, obs. A. Lienhard.

12 Cass. com., 20 sept. 2011, n° 10-24888 : BJS 2011, p. 902, § 457, note F.-X. Lucas.

に行使できる訴権（破毀院2006年1月24日判決<sup>13</sup>）を保有しており、このような訴権は集団原則に服する理由はない。

債権者または株主は、積極財産不足の一部を構成する損害は債権者集団が被る損害と区別できる個別損害であることを証明できれば、責任追及訴訟を提起することができる。その場合、経営者を対象とする責任追及を含めて、債権者または株主の個別訴権は受理されうる。このような解釈は、経営者責任追及訴権の個別行使を再び可能にし、現在の判例法理により奪われている訴権の回復も可能になるため、債権者または株主にとっても有益なものとなるであろう。

※この翻訳は、令和4年度科学研究費（若手研究）「現代フランス倒産手続における「dessaisissement」概念の解釈と役割」〔課題番号22K13308〕による研究成果の一部である。

---

13 Cass. com., 24 janv. 2006, n° 04-19061 : Bull. civ. IV, n° 17.